

重要事項説明書



あいあーる合同会社
あいあーる訪問看護ステーション

〒784-0004
高知県安芸市本町2丁目4番9号
TEL:0887-37-9825 / FAX:0887-37-9832
Email:info@aiaru.jp

1. あいあーる訪問看護ステーションの概要

(1) 事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	あいあーる訪問看護ステーション
所在地	安芸市本町 2 丁目 4 番 9 号
サービス種類 事業者指定番号	訪問看護 第 039,006.4 号
管理者・連絡先	尾崎 裕美 TEL 0887-37-9825
サービス提供地域	安芸市、香南市、安田町、田野町、奈半利町、芸西村、北川村、馬路村(通常の実施地域以外のエリアでもご相談ください)

名称・法人種別	あいあーる合同会社
代表者氏名	小松 博文
当事業所所在地 電話 / FAX	安芸市本町 2 丁目 4 番 9 号 0887-37-9825 / 0887-37-9832
業務の概要	利用者の居宅での療養上の世話、指導、診療の補助サービス
関連事業	あいあーる訪問看護ステーション

(2) サービス提供時間

月曜日 ~ 金曜日	午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで (土、日、祝日、12 月 30 日から 1 月 3 日は縮小営業) (<u>但し緊急時にご相談ください</u>)
-----------	---

(3) 職員体制

	常勤	非常勤	合計
管理者	1 名	-	1 名
看護師	5 名	2 名	7 名
理学療法士	1 名	-	1 名
作業療法士	1 名	-	1 名
事務員	1 名	-	1 名

(4)運営目的

あいあいーる合同会社が設置するあいあいーる訪問看護ステーション(以下「事業所」という。)において実施する訪問看護事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、訪問看護の円滑な運営管理を図るとともに、医療を必要とする利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な訪問看護の提供を確保することを目的とする。

(5)運営方針

- ①訪問看護を提供することにより、家庭における療養生活を支援し、その身機能の維持・回復を目指し、生活状況の向上に努めます。
- ②必要な時に必要な訪問看護の提供ができるように努めます。
- ③保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めます。

(6)従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする

管理者:看護師1名(常勤職員 / 看護職員と兼務)

管理者は、主治医の指示に基づき適切な訪問看護が行われるよう必要な管理及び従業者の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている。訪問看護の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

管理者:1名

看護職員:2.5名以上(常勤換算)

看護師 2.5名以上

看護職員は、主治医の指示による訪問看護計画に基づき訪問看護の提供に当たる。

理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士:1名以上

理学療法士等は、医師の指示に基づき、利用者の居宅を訪問して、リハビリテーションを中心としたサービスの提供に当たる。

事務職員:1名以上

事業の実施に当たって必要な事務を行う。

2.支払い方法及び支払日

月末に訪問回数や加算状況に応じて計算し、翌月の中旬に請求します。口座引き落としの場合は(26日引落し)25日までに通帳に入金をお願い致します。現金支払い、お振込の場合は、請求月の20日までにお支払いください。

お支払いの確認をしましたら、支払い方法に如何によらず、領収書をお渡しますので、必ず保管されま

すようお願いいたします。(医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります)なお、再発行は致しかねます。

3.訪問看護サービスの内容

- ・心身の状況や病状の観察と療養指導
- ・栄養、清潔、排泄などの日常生活の援助
- ・医療処置や医療機器の管理、点滴などの輸液管理(主治医の指示がある場合)
- ・小児の訪問看護とご家族への相談・支援
- ・ターミナルケア
- ・認知症状のある方の看護とご家族への相談、支援
- ・ご家族の介護相談・指導、精神的支援
- ・機能訓練などのリハビリテーション
- ・福祉用具や住宅改修のアドバイス

4.サービス利用料及び利用者負担

(1)訪問看護の利用料

医療保険からの給付サービスを利用する場合の利用者様負担金は、所得等に応じて利用料金の1割～3割となります。また自立支援制度等のご利用の有無によっても負担金は変わりますので、ご不明な場合はお問い合わせください。なお、ご利用者様のご希望による4回以上の訪問看護やエンゼルケアについては実費負担となります。(※ご利用料金は別紙にてご確認ください)

(2)交通費

通常の実施地域を超えた時点から往路・復路それぞれ1kmにつき50円を請求いたします。また、利用者様宅周辺で訪問看護業務に使用する車両の駐車場所の確保が困難な場合は、周辺の有料駐車場を利用し、その実費代金を徴収する(※警察庁からの「訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可」のある場合を除く。

5.ご利用にあたってのお願い

- (1)保険証や医療受給者証等を確認させていただきます。これらの書類について内容に変更の生じた場合は、必ずお知らせください。
- (2)やむを得ず訪問予定の変更を希望される場合は、必ず前日までにご連絡をお願いいたします。当日のキャンセル及び、連絡のないまま訪問しサービス提供できなくなった場合は訪問キャンセル料(5,000円)をいただくこととなりますのでご了承ください。ただし、容態の急変などやむを得ない事情

がある場合についてはキャンセル料は不要です。

- (3) 通常の実施地域を超えた時点から 1km につき 50 円を請求いたします。
- (4) 訪問の際に交通事情や緊急事態対応などのため時間に 15 分以上遅れる場合は事前に電話連絡いたします。
- (5) 訪問日が休業日の場合は振り替えまたは中止とさせていただく場合があります。
- (6) 利用者様のご都合による営業日以外のサービス提供は、訪問看護基本療養費のほかに「営業日以外の料金」として訪問毎に 5,000 円をご請求させていただきます。
- (7) 訪問車両での送迎は実施しておりません。

6.相談窓口・苦情対応

- (1) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当ステーションの窓口

- ・電話番号/FAX 番号 0887-37-9825 / 0887-37-9832
- ・対応時間 9:00-16:00
- ・責任者 尾崎 裕美

- (2) 公的機関においても次の機関に対して苦情の申し立てができます。

高知県社会保険診療報酬支払基金 088-832-3001

高知県国民健康保険団体連合会

- ・所在地 高知市丸の内 2-6-5
- ・電話番号 088-820-8410
- ・FAX 番号 088-820-8413

7. 事故等の発生時の報告取扱いと対応

次の1から4に該当する事故等が発生した場合は、事故報告書の記載により安芸市及び利用者様の属する市町村に報告を行い、当該利用者様の家族や、当該利用者様に係る居宅介護支援事業所等に報告を行い必要な措置を講じます。また訪問看護ステーションのサービス提供により、利用者様の生命、体、財産に損害を与えるような事故が発生した場合、市町村・ご家族・主治医及び関連する居宅介護支援事業所に報告するとともに適切な処置を講じるとともに賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償に応じます。

- (1) サービス提供による、利用者様のけが又は死亡事故の発生
- (2) 食中毒及び感染症、結核の発生
- (3) 職員の法令違反、不祥事の発生
- (4) その他、報告が必要と認められる事故の発生

(5)万一事故が生じた場合には、その原因を解明し再発防止のための対策を講じます。

8.緊急時等の対応

訪問看護の提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合には、必要に応じて臨機応変の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡を行い指示を求める等の必要な対応をします。

9.守秘義務等

- (1)事業者又は従業員は、訪問看護サービスを提供する上で知り得た契約者及びその家族に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約の終了した後も継続します。
- (2)事業者は、契約者に医療上、緊急の必要性がある場合には医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- (3)前2項にかかわらず、契約者に係る他の居宅介護支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、契約者又はその家族等の個人情報を用いることができるものとします。

10.虐待・身体拘束の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護、虐待の発生又はその再発防止、身体拘束の防止をするために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1)虐待防止・身体拘束に関する担当者を選定しています。
- (2)虐待・身体拘束防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従事者に周知徹底を図っています。
- (3)虐待・身体拘束防止のための指針の整備をしています。
- (4)従業者に対して、虐待・身体拘束を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5)サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者様および緊急やむを得ない場合を除く身体拘束を発見した場合は、速やかにこれを市町村へ通報します。

11.感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- (1)事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6ヶ月に一回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
- (2)事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しています。
- (3)従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修(2回/年)及び訓練(1回/年)をに実

施します。

13.業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生において、利用者に対する訪問看護サービスの提供を継続的にするための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

個人情報取り扱いについて

当事業所では、利用者さまの個人情報を以下のように取り扱います。下記の内容をご確認いただき、同意の上、ご契約いただきますようお願いいたします。

1 利用目的

- ・ご利用者様に提供するサービス業務等(計画・報告・連絡・相談等)
- ・本事業の請求業務等
- ・本事業所会計・経理等の報告
- ・事故等の報告・連絡・相談
- ・サービスの質向上等(ケア会議、研修等)
- ・その他、ご利用者様に係る管理・運営業務等
- ・主事の医師の所属する医療機関、連携医療機関、ご利用者様に居宅サービスを提供する他事業所との連携、照会への回答
- ・家族等介護者への心身の状況説明
- ・医療保険・介護保険事務の委託
- ・審査支払機関への請求等、審査支払期間又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険等に係る保険会社等への相談又は届出等
- ・看護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- ・訪問看護ステーションで行われる学生の実習への協力
- ・学会での発表(原則、匿名化。匿名化が困難な場合は利用者の同意を得ます)

2 利用期間

サービスの提供を受けている期間

3 使用条件

- ・個人情報の利用については、必要最低限の範囲で使用するものとし、個人情報の提供にあたっては関係者以外の者に漏れることのないよう最新の注意を払います。
- ・個人情報を使用した会議、相手方、個人情報利用の内容等の経過を記録(AI ボイスレコーダーによる文字起こし)します。ボイスレコーダーについては文字起こし後、速やかに破棄いたします。

4 相談窓口

あいあーる訪問看護ステーション

住所: 高知県安芸市本町 2 丁目 4 番 9 号

電話: 0887-37-9825

担当: 尾崎 裕美

【説明確認欄】

当事業者は、訪問看護のサービスの提供にあたり利用者に上記のとおり重要事項を説明しました。この証として本書 2 通を作成し、利用者、事業者が電子署名の上、各自 1 通を保有するものとします。

(事業者) あいあーる合同会社

(所在地) 高知県安芸市本町 2 丁目 4 番 9 号

(名称) あいあーる訪問看護ステーション

(管理者) 尾崎 裕美

私は本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、訪問看護サービスの契約に同意しました。

(利用者)

2025 年 月 日

住所

氏名

(署名代行者)

2025 年 月 日

住所

氏名 (続柄)

(家族等)

2025 年 月 日

住所

氏名 (続柄)

【医療保険訪問看護料金表】(2024年6月～改定版)

訪問看護基本療養費			算定料	1割負担	2割負担	3割負担	
訪問看護基本療養費(Ⅰ)	看護師等の訪問	週3回目まで	5,550円	555円	1,110円	1,665円	
		週4回目以降	6,550円	655円	1,310円	1,955円	
		専門的研修を受けた看護師*の場合	12,850円	1,285円	2,570円	3,855円	
	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の訪問		5,550円	555円	1,110円	1,665円	
訪問看護基本療養費(Ⅱ)	看護師等の訪問	同一建物、同日2人	週3回目まで	5,550円	555円	1,110円	1,665円
			週4回目以降	6,550円	655円	1,310円	1,955円
		同一建物、同日3人以上	週3回目まで	2,780円	278円	556円	834円
			週4回目以降	3,280円	328円	656円	984円
	専門的研修を受けた看護師*の場合		12,850円	1,285円	2,570円	3,855円	
	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の訪問		同一建物、同日2人	5,550円	555円	1,110円	1,665円
		同一建物、同日3人以上	2,780円	278円	556円	834円	
訪問看護基本療養費(Ⅲ)	入院中、一時的に外泊している厚生労働大臣が定めた者		8,500円	850円	1,700円	2,550円	

* 緩和ケア・褥瘡ケア・人工肛門・人工膀胱の専門研修を受けた看護師

訪問看護基本療養費の加算			算定料	1割負担	2割負担	3割負担
難病等複数回訪問加算	1日2回/2人まで		4,500円	450円	900円	1,350円
	1日2回/3人以上		4,000円	400円	800円	1,200円
	1日3回以上/2人まで		8,000円	800円	1,600円	2,400円
	1日3回以上/3人以上		7,200円	720円	1,440円	2,160円
緊急訪問看護加算	月14日目まで		2,650円	265円	530円	795円
	月15日目以降		2,000円	200円	400円	600円
乳幼児加算(6歳未満)	厚生労働大臣が定める者		1,800円	180円	360円	540円
	上記以外の場合		1,300円	130円	260円	390円
長時間訪問看護加算			5,200円	520円	1,040円	1,560円
夜間早朝訪問看護加算(6~8時/18~22時)			2,100円	210円	420円	630円
深夜訪問看護加算(22時~6時)			4,200円	420円	840円	1,260円
複数名訪問看護加算	看護師やリハビリ職員と同行	同一建物2人以下	4,500円	450円	900円	1,350円
		同一建物3人以上	4,000円	400円	800円	1,200円
	准看護師と同行	同一建物2人以下	3,800円	380円	760円	1,140円
		同一建物3人以上	3,400円	340円	680円	1,020円
	その他職員と同行	同一建物2人以下	3,000円	300円	600円	900円
		同一建物3人以上	2,700円	270円	540円	810円

訪問看護管理療養費(1回/月)	算定料	1割負担	2割負担	3割負担
月の初日の訪問の場合	7,670円	767円	1,534円	2,301円
月の2日目以降の場合	3,000円	300円	600円	900円

訪問看護管理療養費の加算		算定料	1割負担	2割負担	3割負担
24時間対応体制加算		6,800円	680円	1,360円	2,040円
特別管理加算	重症度等が高い場合	5,000円	500円	1,000円	1,500円
	上記以外の場合	2,500円	250円	500円	750円
退院支援指導加算	長時間訪問看護加算が対象の方へ療養上必要な指導を長時間行った場合	8,400円	840円	1,680円	2,520円
	上記以外の場合	6,000円	600円	1,200円	1,800円
専門管理加算		2,500円	250円	500円	750円
在宅患者連携指導加算		3,000円	300円	600円	900円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	月2回まで	2,000円	200円	400円	600円
看護・介護職員連携強化加算		2,500円	250円	500円	750円
退院時共同指導加算	初回訪問時	8,000円	800円	1,600円	2,400円
特別管理指導加算		2,000円	200円	400円	600円
訪問看護医療DX情報活用加算		50円	5円	10円	15円

その他の療養費の加算		算定料	1割負担	2割負担	3割負担
情報提供療養費(1回/月)		1,500円	150円	300円	450円
ターミナルケア療養費	ターミナルケア療養費1	25,000円	2,500円	5,000円	7,500円
	ターミナルケア療養費2	10,000円	1,000円	2,000円	3,000円
ベースアップ評価料(I)		780円	78円	156円	234円

その他の費用(自費)		算定料(自費)
訪問看護の回数が保険請求の限度を超える場合	30分まで1回	5,000円
	60分まで1回	9,000円
	60分以上は30分毎に	4,000円
エンゼルケア(死後の処置代)		20,000円
キャンセル料(1回)		5,000円

【医療保険-精神】訪問看護・介護予防訪問看護事業所 料金表(医療保険)

精神科訪問看護基本療養費Ⅰ加算

精神科訪問看護基本療養費Ⅰ

		利用料			
		10割	1割負担	2割負担	3割負担
看護師、作業療法士等による訪問	週3日まで/1回30分以上	5,550円	555円	1,110円	1,665円
	週3日まで/1回30分未満	4,250円	425円	850円	1,275円
	週4日以上/1回30分以上	6,550円	655円	1,310円	1,965円
	週4日以上/1回30分未満	5,100円	510円	1,020円	1,530円
准看護師による訪問	週3日まで/1回30分以上	5,050円	505円	1,010円	1,515円
	週3日まで/1回30分未満	3,870円	387円	774円	1,161円
	週4日以上/1回30分以上	6,050円	605円	1,210円	1,815円
	週4日以上/1回30分未満	4,720円	472円	944円	1,416円

同一日に同一建物で利用者様3名以上への訪問看護の提供に該当する場合は、料金が変動します。

精神科訪問看護基本療養費Ⅱ

			利用料			
			10割	1割負担	2割負担	3割負担
同一建物への複数訪問 (2人目まで)	看護師や作業療法士の場合	30分以上(週3日目まで)	5,550円	555円	1,110円	1,665円
		30分未満(週3日目まで)	4,250円	425円	850円	1,275円
		30分以上(週4日目以降)	6,550円	655円	1,310円	1,965円
		30分未満(週4日目以降)	5,100円	510円	1,020円	1,530円
	准看護師の場合	30分以上(週4日目以降)	5,050円	505円	1,010円	1,515円
		30分未満(週4日目以降)	3,870円	387円	774円	1,161円
		30分以上(週4日目以降)	6,050円	605円	1,210円	1,815円
		30分未満(週4日目以降)	4,720円	472円	944円	1,416円
同一建物への複数訪問 (3人目以上)	看護師や作業療法士の場合	30分以上(週3日目まで)	2,780円	278円	556円	834円
		30分未満(週3日目まで)	2,130円	213円	426円	639円
		30分以上(週4日目以降)	3,280円	328円	656円	984円
		30分未満(週4日目以降)	2,550円	255円	510円	765円
	准看護師の場合	30分以上(週4日目以降)	2,530円	253円	506円	759円
		30分未満(週4日目以降)	1,940円	194円	388円	582円
		30分以上(週4日目以降)	3,030円	303円	606円	909円
		30分未満(週4日目以降)	2,360円	236円	472円	708円

精神科訪問看護基本療養費Ⅳ

		利用料			
		10割	1割負担	2割負担	3割負担
入院時の外泊時の訪問		8,500円	850円	1,700円	2,550円

精神科訪問看護基本療養費に追加される加算

			利用料				
			10割	1割負担	2割負担	3割負担	
精神科緊急訪問看護加算	月14日目まで		2,650円	265円	530円	795円	
	月15日目以降		2,000円	200円	400円	600円	
長時間精神科訪問看護加算	1回につき		5,200円	520円	1,040円	1,560円	
夜間早朝訪問看護加算(6~8時/18~22時)			2,100円	210円	420円	630円	
深夜訪問看護加算(22時~6時)			4,200円	420円	840円	1,260円	
精神科複数回訪問加算	1日2回	同一建物2人以下	4,500円	450円	900円	1,350円	
		同一建物3人以上	4,000円	400円	800円	1,200円	
	1日3回以上	同一建物2人以下	8,000円	800円	1,600円	2,400円	
		同一建物3人以上	7,200円	720円	1,440円	2,160円	
複数名精神科訪問看護加算	看護師、保健師、作業療法士の場合	1日1回	同一建物2人以下	4,500円	450円	900円	1,350円
			同一建物3人以上	4,000円	400円	800円	1,200円
		1日2回	同一建物2人以下	9,000円	900円	1,800円	2,700円
			同一建物3人以上	8,100円	810円	1,620円	2,430円
		1日3回以上	同一建物2人以下	14,500円	1,450円	2,900円	4,350円
			同一建物3人以上	13,000円	1,300円	2,600円	3,900円
	准看護師の場合	1日1回	同一建物2人以下	3,800円	380円	760円	1,140円
			同一建物3人以上	3,400円	340円	680円	1,020円
		1日2回	同一建物2人以下	7,600円	760円	1,520円	2,280円
			同一建物3人以上	6,800円	680円	1,360円	2,040円
		1日3回以上	同一建物2人以下	12,400円	1,240円	2,480円	3,720円
			同一建物3人以上	11,200円	1,120円	2,240円	3,360円
看護補助者、精神保健福祉士の場合	同一建物2人以下	3,000円	300円	600円	900円		
	同一建物3人以上	2,700円	270円	540円	810円		

【医療保険-精神】訪問看護・介護予防訪問看護事業所 料金表

訪問看護管理療養費Ⅰ加算

訪問看護管理療養費

		利用料			
		10割	1割負担	2割負担	3割負担
機能強化型訪問看護管理療養費1	月の初日の訪問の場合	13,230円	1,323円	2,646円	3,969円
機能強化型訪問看護管理療養費2		10,030円	1,003円	2,006円	3,009円
機能強化型訪問看護管理療養費3		8,700円	870円	1,740円	2,610円
上記以外の場合	1月につき	7,670円	767円	1,534円	2,301円
訪問看護管理療養費1	月の2日目以降の場合	3,000円	300円	600円	900円
訪問看護管理療養費2	訪問1日につき	2,500円	250円	500円	750円

訪問看護管理療養費に追加される加算

		利用料			
		10割	1割負担	2割負担	3割負担
24時間対応体制加算	看護業務の負担軽減の取組を行っている場合	6,800円	680円	1,360円	2,040円
	上記以外の場合	6,520円	652円	1,304円	1,956円
特別管理加算	重症度等が高い場合	5,000円	500円	1,000円	1,500円
	上記以外の場合	2,500円	250円	500円	750円
退院支援指導加算	長時間訪問看護加算が対象の方へ療養上必要な指導を長時間行った場合 上記以外の場合	8,400円	840円	1,680円	2,520円
専門管理加算		6,000円	600円	1,200円	1,800円
在宅患者連携指導加算		2,500円	250円	500円	750円
在宅患者連携指導加算		3,000円	300円	600円	900円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	月2回まで	2,000円	200円	400円	600円
精神科重症患者支援管理連携加算	精神科在宅患者支援管理料2のイの場合	8,400円	840円	1,680円	2,520円
	精神科在宅患者支援管理料2のロの場合	5,800円	580円	1,160円	1,740円
看護・介護職員連携強化加算		2,500円	250円	500円	750円
退院時共同指導加算	初回訪問時	8,000円	800円	1,600円	2,400円
特別管理指導加算		2,000円	200円	400円	600円
訪問看護医療DX情報活用加算		50円	5円	10円	15円

その他

その他の療養費

		利用料			
		10割	1割負担	2割負担	3割負担
情報提供療養費		1,500円	150円	300円	450円
ターミナルケア療養費1		25,000円	2,500円	5,000円	7,500円
ターミナルケア療養費2		10,000円	1,000円	2,000円	3,000円

その他の療養費の加算(月に1回ご請求)

		利用料			
		10割	1割負担	2割負担	3割負担
遠隔死亡診断補助加算		1,500円	150円	300円	450円

ベースアップ評価料(月に1回ご請求)

		利用料			
		10割	1割負担	2割負担	3割負担
ベースアップ評価料(Ⅰ)		780円	78円	156円	234円
ベースアップ評価料(Ⅱ) なし(スコア15点未満/算定しない)		0円	0円	0円	0円

※厚生労働大臣が定める中山間・離島地域等にある訪問看護ステーションからご自宅まで片道1時間以上かかる場合、特別地域訪問看護加算として所定額の50%増

自己負担となるご利用時の料金

介護保険対象外の運営規定に定められたその他の費用(税込)	
交通費	通常の実施地域を超えてサービスを提供する場合、通常の実施地域を超えてからの実費を徴収します。通常の実施地域を超えてから片道概ね 1km につき 50 円を徴収いたします。
キャンセル料	利用日前日まで無料。利用日の当日から利用者負担にて 5,000 円を徴収いたします。キャンセルの際には速やかにご連絡をお願いいたします。但し、お客様の容態急変などやむを得ない場合は不要です。
エンゼルケア	亡くなられた後の処置と処置材料費込みで 20,000 円となります。

医療保険対象外の自費サービスご利用料金(税込)			
交通費	平日・休日	5km 以内	訪問毎 400 円
		5km 以上	700 円
基本訪問料金(30分まで)		訪問毎	5,000 円
基本訪問料金(60分まで)		訪問毎	9,000 円
営業時間外(土・日・祝日・定休日)は基本料金に加算		訪問毎	4,000 円
延長料金	1時間30分を超えたサービスを提供した場合		30分毎 4,000 円
時間外	(6:00～22:00) (17:30～22:00)		30分毎 1,600 円
時間外	(22:00～6:00)		30分毎 2,400 円
エンゼルケア	亡くなられた後のお清め量と処置材料費		20,000 円
キャンセル料	サービス利用日当日		訪問毎 5,000 円
但し、お客様の容態急変などやむを得ない場合は不要です。			

訪問にかかる交通費	
無料地域	安芸市／香南市／安田町／田野町／奈半利町／芸西村／北川村／馬路村
上記以外の地域	通常の実施地域を超えてサービスを提供する場合、通常の実施地域を超えてからの実費を徴収します。通常の実施地域を超えてから片道概ね 1km につき 50 円を徴収いたします。

駐車場ご利用料金
お客様宅周辺で訪問看護業務に使用する車両の駐車場所の確保が困難な場合は、周辺の有料駐車場を利用し、その実質代金を徴収する。但し、警察庁からの「訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可」のある場合を除く。